

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 24 年 2 月 23 日

京都府立与謝の海病院  
院長 関本 達之

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
京都府立与謝の海病院院内保育所運営委託業務
- (2) 業務の内容等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
平成 24 年 4 月 1 日（日）から平成 25 年 3 月 31 日（日）まで
- (4) 履行場所  
京都府立与謝の海病院院内保育所（看護師寮（若葉寮）1 階）

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称・所在地等  
〒 629-2261 与謝郡与謝野町字男山 481 番地  
京都府立与謝の海病院事務部会計課  
電話番号(0772)46-3371
- (2) 入札説明書等の交付期間  
入札公告日から平成 24 年 3 月 2 日（金）まで  
土曜日、日曜日除く午前 8 時 30 分から午後 4 時まで。（ただし、正午から午後 1 時を除く。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 24 年 2 月 27 日（月）午後 2 時から  
イ 場所  
与謝郡与謝野町字男山 481 番地  
京都府立与謝の海病院地域医療センター（本館 3 階）

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 審査基準日（平成 23 年 4 月 1 日）において、法人等設立して 5 年以上経過してお

り、公立病院の院内保育所の良好な運営実績が3年以上あり、かつ現在も継続して運営している者

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）又は一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (5) 確認申請書の提出期限の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者

#### 4 入札参加資格の確認手続き

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出方法

ア 受付期間 平成24年2月23日（木）から平成24年3月2日（金）まで  
土曜日、日曜日除く午前8時30分から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時を除く。）

イ 提出場所 2の(1)に同じ

##### (2) 確認資料

確認申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加者の資格を得ている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、(イ)から(オ)に掲げる資料の添付を省略することができる。

ア 営業実績調書

イ 法人にあつては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

ウ 府税納税義務者にあつては府税納税証明書

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

オ 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合にあつては委任状

##### (3) 確認通知

資格審査の結果は申請書を提出した者に文書で通知する。

##### (4) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について参加資格を有すると認定された者は、京都府立与謝の海病院院内保育所運営委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

## 6 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時、場所等

#### ア 日時

平成 24 年 3 月 12 日（月）午後 2 時

#### イ 場所

京都府立与謝の海病院地域医療センター（本館 3 階）

### (2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが 1 名であっても、原則として入札を執行する。

ウ 入札回数は 2 回までとする。

### (3) 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札に係る落札者の決定は、平成 24 年度予算の京都府議会議決を条件とし、平成 24 年 4 月 1 日付けで行うこととする。

### (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (7) 契約書作成の要否

要する。

## 7 入札保証金

免除する。

## 8 契約保証金

落札者は、契約額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなけ

ればならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## 9 その他

- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

# 院内保育所運営委託業務にかかる入札説明書

(平成 24 年 2 月 23 日付け公告)

京都府立与謝の海病院事務部会計課

院内保育所運営委託業務に係る入札公告（平成 24 年 2 月 23 日付け公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成 24 年 2 月 23 日
- 2 契約担当者 京都府立与謝の海病院 院長 関本達之
- 3 担当部局 〒 629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山 481 番地  
京都府立与謝の海病院事務部会計課  
電話番号（FAX 同じ） (0772)46-3371
- 4 入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称 京都府立与謝の海病院院内保育所運営委託業務
  - (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
  - (4) 履行場所 京都府立与謝の海病院院内保育所（看護師寮(若葉寮) 1 階)
- 5 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
  - (2) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - (3) 審査基準日（平成 23 年 4 月 1 日）において、法人等設立して 5 年以上経過しており、公立病院の院内保育所の良好な運営実績が 3 年以上あり、かつ現在も継続して運営している者
  - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に、故意に虚偽の事実を記載していない者
  - (5) 確認申請書の提出期限の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者
- 6 入札参加資格の確認手続  
入札に参加を希望する者は、「確認申請書」及び「確認資料」を提出し、入札参加資

格の確認を受けなければならない（郵送は不可）。

（１）提出期限 平成 24 年 3 月 2 日（金）

土曜日、日曜日除く午前 8 時 30 分から午後 4 時まで。（ただし、正午から午後 1 時を除く。）

（２）提出場所 3 に同じ。

（３）確認資料

確認申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入れに係る競争入札参加者の資格を得ている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、イからオに掲げる資料の添付を省略することができる。

ア 営業実績調書（第 2 号様式）

・主要取引実績欄は、業務委託実績（過去 3 年以上）を記入のこと。（出来る限り公立病院を記入すること。また、現在の継続運営分も記入のこと。）

イ 法人にあっては商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書。

・登記事項証明書は原本を提出すること。

・その他の書類が写しの場合は、原本証明をすること。

ウ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

・府庁税務課又は各広域振興局税務課へ府税納税証明書願により申請のこと。

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

・管轄税務署へ申請のこと。

オ 法人にあっては審査基準日の直前 2 営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には委任状（第 3 号様式）及び受任者の身分証明書

（４）確認通知

確認通知書については、平成 24 年 3 月 7 日（水）付けで一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵送し通知する（直接受け取りも可能）。

（５）質疑書

入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書（別紙様式）により説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

（ア）提出期限 平成 24 年 3 月 2 日（金）午後 3 時まで

(質疑がない場合には、提出不要)

(イ) 提出方法 持参提出またはFAX提出による。ただし、FAX提出の場合は担当課へFAX受信の確認を行うこと。

(ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

(ア) 交付日 平成24年3月7日(水)午後1時30分から

(イ) 交付方法 FAX送信による

ウ 質疑書及び回答書は、仕様書の一部として入札条件になる。

(6) 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出した書類は返却しない。

## 7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月12日(月)午後2時

イ 場所 京都府立与謝の海病院地域医療センター(本館3階)

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式2)は持参によるものとする。

イ 代理者が入札する場合は、委任状(第5号様式)を当日提出しなければならない。

ウ 入札書及び委任状については、別添の記入例によること。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、履行期間における金額とし、契約書、仕様書に係る業務の一切の諸経費を含めること。

なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札

開札は、入札後にその場にて直ちに行う。

(5) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 6に掲げる入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱、又は不明な入札書及び金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

#### (7) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会い職員」という。）にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は平成24年4月2日（月）までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

エ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

オ 本件入札に係る平成24年度予算が京都府議会において議決されない場合は、本件入札は執行しなかったものとする。ただし、本件入札における行為等については指名停止等の措置の対象とする。

#### 8 入札保証金

免除する。

#### 9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。



## 10 契約保証金

落札者は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## 11 契約書の作成の要否

要する。（別紙契約書（案）により作成するものとする。）

## 12 その他

- (1) 1 から 11 までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。